これらの点に加え、当該新地域旅客運送事業の実施のために鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許認可等を得る必要がある場合には、当該許認可等を得るための基準に合致するとともに、欠格事由に該当しないかどうか審査する。

その他、新地域旅客運送事業の実施に当たっては、安全の確保、環境の保全その他の適切な実施を図る観点から、関係法令に適合する必要がある。なお、事業計画の内容に変更が生じる場合には、変更認定の申請を行う必要がある。軽微な変更については、変更認定を要しないこととしているが、その場合であっても軽微変更の届出は必要であり、その他個別事業法に基づくものも含め、必要な手続が行われるよう留意する必要がある。

六・七　（略）

八　その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

1　関係者の役割

国、地方公共団体、公共交通事業者、連携促進団体、施設利用者用運送サービス提供者、住民、公共交通の利用者その他の関係者は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に向けて、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携を図りながら協力するよう努めることが求められる。

(1)　国の役割

①　（略）

②　人材育成及び情報提供

国は、地域の関係者による、地域公共交通のあり方に関する適切な検討・合意形成及び地域公共交通の導入・維持運営が可能となるよう、都道府県等と連携しつつ、必要な情報、データ、ノウハウ等が収集、蓄積及び提供されるような環境の確保に努める。併せて、地域の関係者に対する研修、セミナー等の実施など、必要な人材・組織の育成に努める。実効的な地域公共交通計画の作成に向けた議論や適切な事業の実施を担保するため、地域経営の観点から地域公共交通をコーディネートできる人材・組織の確保に取り組む地方公共団体を支援することとする。

加えて、地域公共交通を担う人材である運転者等の確保については、基本的には事業者の努力によるべきものであるが、国としても、事業者の取組をサポートしていくことが必要である。

また、国は、全ての地方公共団体が、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に努めることを踏まえ、各地域に対して地域公共交通計画の作成等について適切な助言を行うよう努めるとともに、地域公共交通に係る施策の実施状況に関する評価結果が送付された際には、必要に応じて助言を行うこととする。

さらに、国は、連携促進団体に係る制度の趣旨や役割について丁寧な理解促進を図るなど、連携促進団体が実効性をもって活動できる環境整備を推進することとする。

これらの点に加え、当該新地域旅客運送事業の実施のために鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許認可等を得る必要がある場合には、当該許認可等を得るための基準に合致するとともに、欠格事由に該当しないかどうか審査する。

その他、新地域旅客運送事業の実施に当たっては、安全の確保、環境の保全その他の適切な実施を図る観点から、関係法令に適合する必要がある。なお、事業計画の内容に変更が生じる場合には、変更認定の申請を行う必要がある。軽微な変更については、変更認定を要しないこととしているが、その場合であっても軽微変更の届出は必要であり、その他個別事業法に基づくものも含め、必要な手続が行われるよう留意する必要がある。

六・七　（略）

八　その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

1　関係者の役割

国、地方公共団体、公共交通事業者、住民、公共交通の利用者その他の関係者は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に向けて、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携を図りながら協力するよう努めることが求められる。

(1)　国の役割

①　（略）

②　人材育成及び情報提供

国は、地域の関係者による、地域公共交通のあり方に関する適切な検討・合意形成及び地域公共交通の導入・維持運営が可能となるよう、都道府県等と連携しつつ、必要な情報、データ、ノウハウ等が収集、蓄積及び提供されるような環境の確保に努める。併せて、地域の関係者に対する研修、セミナー等の実施など、必要な人材の育成に努める。

地域公共交通の「リ・デザイン」に向けた議論や事業の実効性を担保するため、地域経営の観点から地域公共交通をコーディネートできる、外部の専門家等の人材の確保に取り組む地方公共団体を支援することとする。

加えて、地域公共交通を担う人材である運転者等の確保については、基本的には事業者の努力によるべきものであるが、国としても、事業者の取組をサポートしていくことが必要である。

また、国は、全ての地方公共団体が、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に努めることを踏まえ、各地域に対して地域公共交通計画の作成等について適切な助言を行うよう努めるとともに、地域公共交通に係る施策の実施状況に関する評価結果が送付された際には、必要に応じて助言を行うこととする。